

出席停止について

医師の診察により下記の病気の診断を受けた場合は、学校保健安全法に基づき、感染のおそれがある期間は出席停止となります。医師の診断を受けて、学校を休むよう指示された場合には、回復後、登校された際に別紙「病欠届」を保健室に提出してください。

	対象疾病	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるのものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)及び特定鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザA(H5N1)ウイルス、鳥インフルエンザ(H7N9)であるものに限る。	→治癒するまで出席停止
第2種	インフルエンザ	・ 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	・ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	・ 解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	・ 発疹が消失するまで
	水痘	・ すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	・ 発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	・ 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	・ 医師が感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有症状者は、医師が感染のおそれがないと認めるまでは出席停止、無症状病原体保有者は登校可能 ・ 医師により伝染のおそれがないと認められるまでは出席停止とする
	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患	
	感染性胃腸炎(ノロウイルス)、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身状態の良い者は登校可能 ・ 症状が改善し、全身状態の良い者は登校可能 ・ 適切な抗菌薬療法開始後24時間以内に他への感染力は消失するため、登校可能